

令和 7 年度 事業報告書

自 令和 7 年 7 月 1 日

至 令和 8 年 6 月 30 日

1. 協会の運営について

事業収入は昨年度より約3,600万円減の約 1 億8,000万円となりました。

公益目的事業である「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」・「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」を遂行いたしました。

公益法人三法を遵守し、定款・役員報酬に関する規則、事業計画書・貸借対照表等の決算報告書・社員名簿等を情報公開いたしました。また個人情報の漏えいに注意しその徹底を図りました。

理事会の開催においては、理事の負担軽減や経費削減を考慮し対面とWEBを併用し、会議内容により選択いたしました。

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の理事長会議、定時総会、研修会、東北ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の定時総会、役員会等に出席し、情報の収集・共有に努め、親睦・交流を深めてまいりました。

2. 公益目的事業について

【公 1－1 公共嘱託登記に係る受託事業】

官公署等からの公共嘱託登記業務を受託し、適切に処理することにより、事業の円滑な推進に努めるとともに、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定に寄与してまいりました。

国の機関では、東北財務局秋田財務事務所、東北管区警察局、国土交通省鳥海ダム工事事務所、秋田地方法務局より業務を受託いたしました。

秋田県では、財産活用課、産業集積課、農林政策課、公営企業課、能代港湾事務所、県警本部、北秋田、鹿角、秋田、山本、仙北、平鹿、雄勝の各地域振興局より業務を受託いたしました。

市町村では、秋田市、男鹿市、潟上市、能代市、由利本荘市、にかほ市、大仙市、仙北市、横手市、湯沢市、三種町、八峰町、美郷町、羽後町、上小阿仁村より業務を受託いたしました。

自然災害等の被災した地方自治体に対し地方税法第381条に関する不動産の表示に関する登記(固定資産課税台帳の登録事項)につき、概ね激甚災害法にて指定を受けた範囲においてその申出、関連する調査測量を本協会でも可能なかぎり受託し、登記事務支援活動(地方税法にも援用される)を行うこととしておりますが、本年度の受託はありませんでした。

【公 1－2 法務局備え付けとなる地図の作成受託事業】

20年間継続受託しております不動産登記法第14条に規定されている地図作成事業は、秋田市牛島西三丁目、茨島六丁目の全部または一部地域の境界確認・地図作成作業を実施いたしました。また、秋田市榎山大元町の一部ほか地区(秋田市榎山字寺小路、秋田市榎山佐竹町、秋田市榎山古川新町、秋田市榎山南新町上丁、秋田市榎山南新町下丁、秋田市榎山本町及び秋田市南通みその町の全部並

びに秋田市檜山大元町及び秋田市南通宮田の一部)の基準点設置作業及び境界確認・地図作成作業を実施しております。

【公1-3 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談事業】

理事及び社員が随時電話もしくは対面で行いました。公共嘱託登記事務の適切な処理等を説明いたしました。

以上の三事業は、直接的な受益者は委託者である官公署等ではありますが、最終的な受益者は不特定多数の県民や国民であり公益の増進に貢献いたしました。

【公1-4 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業】

研修事業は、講師を招き官公署職員、本協会の社員及び隣接資格者等を対象に実施するものであります。本年度は、秋田地方法務局人権擁護課 佐野享子 氏による「企業における人権について～セクハラ・パワハラを中心に～」という演題で研修会を開催いたしました。

【公1-5 災害発生時における復興支援に関する協定書に基づく支援事業】

平成30年度からの公益目的事業である秋田県との災害発生時における復興支援に関する協定書による「不動産登記及び境界問題等の相談業務」と「市町村が実施する住家の被害認定調査業務の補助作業」につきまして、本年度は協定書に基づく事業はありませんでした。

また、他の公共嘱託登記土地家屋調査士協会と災害支援協定を結び、当該地域の協会、社員が被災し、地方自治体に対し行う災害支援活動に支障が生じる際には財政的支援、物的支援、人的支援を迅速に行えるように準備しておりますが、本年度は協定に基づく支援はありませんでした。

以上、事業報告といたします。